

「夏休み生活心得」

1 心のふれ合いのある家庭・社会づくりに進んで参加！

- (1) 家族・社会の一員としての自覚を持ち，進んで家事の手伝いや社会奉仕(地域活動，小さな親切運動など)に参加しましょう。
- (2) 社会でのマナー・ルールを学び，しっかりと守るよい機会にしましょう。
- (3) 家族中心の夏休みにし，親子で語り合える時間を増やしましょう。
- (4) 一学期の生活を振り返らせ，二学期の目標を立てましょう。



2 規則正しい生活！

「早寝・早起き・朝ごはん」 声かけ運動を展開中！

- (1) 毎年のことですが夏休み終了後生活面で崩れる生徒がいます。まずは基本的な生活を送り，生活のリズムを崩さないようにしましょう。(不規則な生活が様々な問題の要因となっていることも多いです！)
- (2) 暑い時期ですので，体調を崩しやすくなります。健康の保持増進に努めましょう。適度に汗をかくことも大切です。
- (3) 毎食きちんと食事をとるなど，栄養面でも配慮をしましょう。

3 安全面に注意！

- (1) 交通事故防止に努めましょう。
 - ① 自転車の整備はしっかりと共に，ヘルメットを着用し，交通規則をしっかりと守りましょう。
 - ② 並進，二人乗り，無灯火，スピードの出し過ぎはしないようにしましょう。
 - ③ 停止の場所では必ず一時停止をし，飛び出しはやめましょう。
- (2) 水難事故防止に努めましょう。
 - ① 水泳は，定められた遊泳場所で行きましょう。生徒だけで行かない。
 - ② 危ない場所での川遊びや魚釣り，がけ付近での遊びなどは危険なので注意しましょう。
- (3) その他の事故防止
 - ① キャンプ・サイクリング・登山等は，親の責任ある指導のもとで行きましょう。
 - ② 危険な刃物や玩具などを所持・使用しないようにしましょう。
 - ③ エアガン・レーザーポインタ等の危険な遊びはしないようにしましょう。
 - ④ 花火は注意書きをよく守り，危険な場所で使用しないようにしましょう。(場所，時間を考えて行いましょう。)



4 非行防止に努める！

- (1) 原則として午前中は自宅学習に努め，外出の際は 19:00 までには帰宅しましょう。
- (2) 外出の際は，家族の人へ，「誰と・どこへ・何しに・いつ帰る」を告げましょう。
 - ① 深夜徘徊，外泊等は絶対にしないようにしましょう。
 - ② 外泊から不良行為や性被害に及ぶこともあります。

- ③ 喫煙・飲酒・万引き（窃盗），薬物乱用等をしないようにしましょう！
- (3) 不健全な場所への立ち入りをしないようにしましょう。
 ※ ゲームセンターへの出入りによる補導件数が増えています。金銭のトラブル，万引きなど問題が出ています。プリクラもいけませんよ！
- (4) 情報端末機器を介したトラブルや犯罪が急増中です。フィルタリングの設定を必ず行いましょう。（家庭内ルール五カ条をしっかりと守ろう！）
- (5) 校区外の外出については，原則として制服着用です。
 ※ 保護者同伴の場合は，保護者の責任のもとでお願いします。

5 計画を立てて自主的に学習！

- (1) 夏休みの学習計画を立てさせますので実践しましょう。（原則として午前中は自宅学習）
- (2) 余暇の活用の仕方を工夫しましょう。
- (3) 将来の進路について話し合い，目標ある学習をしましょう。（特に3年生は，夏休みが勝負！といます。）



6 その他

- (1) 年間を通して補導を行っていますが，夏休みは特に重点期間として夏祭り，繁華街など，人の集まりやすい場所で問題行動未然防止のために，警察，補導センター，学校，PTA，地域で補導を行います。下記の禁止されている場所には行かないようにしましょう。（夏祭り，花火大会催し物等は保護者同伴です。）
 ※ 夏祭り，六月灯は21時30分までには家に帰り着くようにしましょう。（会場を21時までには出る。）
 ※ 校区外の六月灯でトラブルが発生しています。十分気をつけましょう。
- (2) 小学校の同窓会や，クラス会等をおこなう際は，学校の許可を受け，保護者または教師責任のもとで行うようにしましょう。（生徒だけの集まりはしない。）
- (3) アルバイトは禁止です。事情がある場合は学校へ相談しましょう。
- (4) 事故（病気）等があった場合は必ず担任（学校）へ連絡しましょう。

【鹿児島地区生活指導研究協議会の確認事項 H30年度】

〔○：小・中学生だけでも可，△：保護者又は責任のもてる成人が同伴する時はOK，×：望ましくない〕

場 所	小	中	備 考
1 登山・釣り・ハイキング・キャンプ	△	△	
2 映 画	△	○	認定映画に限り，日曜・休日・長期休業中の昼間だけ認める。
3 ボーリング	△	△	
4 スポーツ施設（卓球場・パッチングセンター等）	△	○	
5 ゲームコーナー・ゲームセンター	×	×	シューティング・ガンコーナーも含む。
6 複合型娯楽施設	△	△	ゲームコーナー・メダルコーナーやその他有害図書のある区画（エリア）への立ち入りは望ましくない。
7 興 業 物	△	△	出演する場合は，学校への届け出が必要である。
8 カラオケボックス	△	△	保護者同伴に限る。
9 スケートボード・キックスケーター・ローラーシューズ等	△	△	他人に迷惑をかける場合や路上での使用は禁止する。
10 漫画喫茶・インターネットカフェ	×	×	